ロ　在宅患者訪問看護・指導料の注18（医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算	
十　医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11（医科点数表区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者について、同一月において特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
十一　医科点数表区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注13（医科点数表区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
十二　医科点数表区分番号Ｃ００５－１－３に掲げる訪問看護遠隔診療補助料が算定されるべき療養	当該補助料の算定月と同一月において、訪問看護費を算定した場合には、算定できない。
十三　医科点数表区分番号Ｃ００５－２に掲げる在宅患者訪問点滴注射管理指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限り、算定できる。
十四　医科点数表区分番号Ｃ００６に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要であるものに係るものである場合に限り、算定できる。
十五　医科点数表区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の２又は３に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、算定できない。
十六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｈ０００に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料 ロ　医科点数表区分番号Ｈ００１に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料 ハ　医科点数表区分番号Ｈ００１－２に掲げる廃用症候群リハビリテーション料 ニ　医科点数表区分番号Ｈ００２に掲げる運動器リハビリテーション料 ホ　医科点数表区分番号Ｈ００３に掲げる呼吸器リハビリテーション料	入院中の患者以外の患者及び介護老人福祉施設入所者については、訪問リハビリテーション費、通所リハビリテーション費又は介護予防通所リハビリテーション費を算定した日を含む月から三月目（上欄に掲げるリハビリテーション料を算定する保険医療機関において、これらのリハビリテーション費を算定した場合には、翌月）以降については、算定できない。

十七　医科点数表区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法が算定されるべき療養	介護医療院入所者については、同一日において、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、算定できない。特別診療費を算定した場合には、算定
十八　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者（医科点数表区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する場合を除く。）に限り、算定できる。ただし、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者については、当該サービスを開始した日より前三十日の間に訪問看護・指導料、医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が看護又は指導を行った場合に限り、当該サービスの利用を開始した日から三十日の間に限り、算定できる。
十九　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料 ロ　医科点数表区分番号Ｉ０１２－２に掲げる精神科訪問看護指示料	介護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者に限り、算定できる。
二十　医科点数表区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料の注11に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
二十一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料 ロ　歯科点数表区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料 ハ　歯科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(I)（注２及び注６に規定する場合に限る。）	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
二十二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料 ロ　歯科点数表区分番号Ｃ００１－５に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、歯科医師が行う場合に限る。）を行い、管理指導費を算定した場合において、歯科点数表に規定する点数であつて、歯科疾患在宅療養管理料の算定について掲げる歯科疾患在宅療養管理料の算定に係るものとみなす。
二十三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　歯科点数表区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　歯科点数表区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、歯科医師が行う場合に限る。）を行い、管理指導費を算定した場合において、歯科点数表に規定する点数であつて、歯科疾患在宅療養管理料の算定について掲げる歯科疾患在宅療養管理料の算定に係るものとみなす。
	介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍の患者に対して実施した場合に限り、算定できる。